

唐津市民応援商品券

からふる券

【取扱店様運用マニュアル】

1. 事業概要
2. 発行する商品券について
3. 取扱店の責務等について
4. 商品券の換金について
5. 取扱店キットについて
6. 「からふる券」取扱店表示について
7. お問い合わせ先について

唐津市民応援商品券発行事業事務局

〒847-0013唐津市南城内1-1大手口センタービル5F

開局時間 08:30~17:30

TEL 0120-589-185 FAX 0120-589-188



1 事業概要

- (1) 目的 国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰対策として市民1人当たり1万円分の商品券を配布するもの。
- (2) 運営事業者 唐津市民応援商品券発行事業事務局
〒847-0013唐津市南城内1-1大手口センタービル5F
- (3) 発行元 唐津市

2 発行する商品券について

概要

発行媒体	紙商品券
商品券名称	唐津市民応援商品券 からふる券
発行総額	1,126,280,000円(予定)
発行冊数	112,628冊(予定)
券面額総額	10,000円
利用期間	令和8年11月30日(月)まで
券種の構成	1セットあたり [共通券]1,000円/枚×5枚 [専用券]1,000円/枚×5枚 ※釣銭なし
	[共通券]すべての取扱店で使用できます。 [専用券]大型店以外の取扱店でのみ使用できます。 (大型店とは、大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する「大規模小売店舗(店舗面積1,000平方メートル超)」のことです。)
配布方法	令和8年4月下旬より順次発送
配布対象者	令和8年1月1日現在において 唐津市の住民基本台帳に登録されている者 令和8年1月2日から令和8年3月31日の間に生まれ、 出生により唐津市の住民基本台帳に登録された者
配布数	1人当たり1冊
取扱店	唐津市内にある小売業、飲食業、サービス業等の登録店舗 ※取扱店情報については、ホームページ等で随時更新します。

3 取扱店の責務等について

(1) 取扱店の責務等

取扱店は、次に掲げる事項を遵守していただきます。

- ① 取引において商品券の受け取りを拒むことはできません。ただし、見本と比べて色合いが明らかに違うなど偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否してください。
- ② 商品券の交換、譲渡及び売買はできません。
- ③ 登録に関する虚偽又は不正行為を禁止します。
- ④ 商品券を利用できる取扱店であることが明確になるよう、唐津市民応援商品券からふる券事務局(以下、事務局)が配布するポスター等を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- ⑤ 利用される商品券は、事務局が事前に配布する見本と間違いがないか確認してください。商品券の見本は、レジ担当者や商品券を取り扱う全ての係員に周知してください。
- ⑥ 取引により商品券を受け取ったときは、再流出を防止するため、商品券の裏面に取扱店名を押印するなどし、既に取扱店名の記載があるものは、受け取りを拒否してください。
- ⑦ 利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に利用された商品券のみ換金可能であることに留意してください。
- ⑧ 商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為を禁止します。

**過去実施されたからふるPay商品券は換金できませんので
受け取りを拒否してください。**

(2) 商品券の利用対象にならないもの

- ① 換金性の高いもの(商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等)
- ② 不動産に係る支払(土地購入、家屋購入等)
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号に規定する「麻雀、パチンコ等」、同法第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」に係る支払
- ④ 国又は地方公共団体への支払
- ⑤ 保険医療機関や保険薬局の一部負担金の支払い
- ⑥ 事業上取引(商品仕入れ等)に係る支払
- ⑦ 取扱店舗自身での購入を偽る換金行為
- ⑧ 定価未満での販売が認められていないもの(たばこなど)
- ⑨ 取扱店舗が特に指定するもの
- ⑩ その他、発行元が不相当と認めるもの

(3) 取扱店の審査・選定

- ① 登録申込のあった事業者は、事務局が審査を行います。
- ② 審査結果は、事務局から郵送にて通知し、取扱店はホームページ等に『商品券が使えるお店』として掲載します。
- ③ 申込内容に虚偽・不備等がある場合は、承認を取り消すことがあります。
- ④ 事務局から記載内容の根拠となる資料等の提示を求める場合があります。

4 商品券の換金について

(1) 換金期間

令和8年5月1日(金) ~ 令和8年12月30日(水)

- ・換金期間が変更になった場合は事務局から随時ご連絡いたします。
- ・換金期間を過ぎた商品券は無効となり換金できませんのでご注意ください。

(2) 商品券 換金手続き

「唐津市内の佐賀銀行」もしくは「唐津信用金庫」に
「取扱店登録証」、「換金依頼書」、「使用済商品券」、「入金を希望する通帳」をお持ちになり、
窓口にて換金手続きを行ってください。

なお、**佐賀銀行の通帳へ入金希望される方は「唐津市内の佐賀銀行」へ、
唐津信用金庫の通帳へ入金希望される方は「唐津信用金庫」の窓口にて換金手続きを行ってください。**

※お持ち込みされました換金事務取扱金融機関以外の口座に振込を希望される場合は、
所定の**「振込依頼書」**をご記入いただき手続きしてください。

その場合、所定の振込手数料が必要となりますので、ご注意ください。



取扱店登録証



商品券換金依頼書 (3枚複写)
(金融機関には置いておりません。)

※商品券は、共通券と専用券それぞれ区分けして、**10枚、100枚などの単位で、
必ず結束してお持ちください。**(輪ゴム等でまとめて頂く形で構いません)

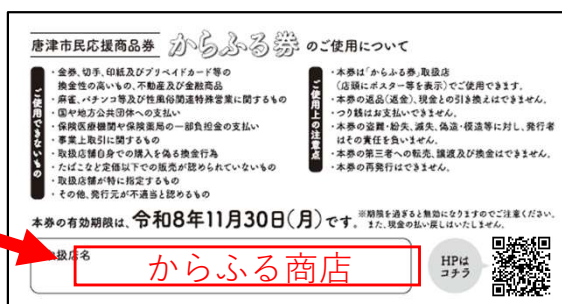
※あらかじめ、**商品券換金依頼書は必要事項をご記入ください。**

商品券換金依頼書が無い場合は換金できません。**なお商品券換金依頼書 (3枚複写) は
金融機関には置いておりません。不足または紛失の場合は必ず商品券事務局までご連絡ください。**

※使用済商品券は台紙より切り離し、裏面に取扱店舗名のゴム印を押印 (記入でも可) ください。

■商品券 裏面

店舗名



使用済商品券は台紙より切り離し、再利用防止のため裏面に取扱店舗名のゴム印を
押印 (記入でも可) ください。

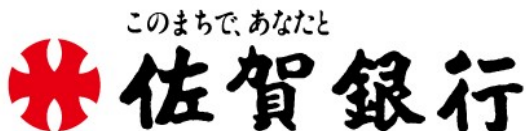
また、押印された商品券は受け取らないようにしてください。

(3) 支払方法

金融機関の窓口にて申請後、原則翌々営業日までに口座に入金します。なお、1回に大量の商品券が持ち込まれる等の特殊な事情がある場合は、この限りではありません。

(4) 商品券 換金事務取扱金融機関

換金事務取扱金融機関は唐津市内の佐賀銀行と唐津信用金庫です。



このまちで、あなたと

※唐津支店・和多田支店以外

窓口業務停止時間あり 11:30～12:30

- ・唐津支店
- ・和多田支店
- ・西唐津支店
- ・相知出張所
- ・呼子支店
- ・肥前町支店
- ・有浦出張所



親しみ・信頼・確かな未来

唐津信用金庫

※本店営業部・和多田支店・町田支店以外

窓口業務停止時間あり 11:30～12:30

- ・本店営業部
- ・朝日町支店(本店営業部内)
- ・西唐津支店
- ・和多田支店
- ・町田支店
- ・山本支店
- ・浜崎支店
- ・相知支店

※店舗により営業時間および休業日が異なりますのでご利用の際にご確認ください。

(5) 商品券 見本 (券面デザイン)

■ 共通券



■ 専用券



取扱店様に商品券見本をお送りいたします。レジ等に置いていただき、商品券受取時のサンプルとしてご利用ください。また、あわせてスタッフ様への周知の徹底をお願いいたします。

過去実施されたからふるPay商品券は換金できませんので受け取りを拒否してください。

5 取扱店キットについて

取扱店登録をされた場合、下記の取扱店キットをお送りいたします。
内容に誤りがないか必ずご確認ください。

また、取扱店であることを表示する掲示物は店頭やレジの周辺などに必ず掲示してください。

1 送付状

2 取扱店様 運営マニュアル
※この冊子です

3 取扱店登録証

4 換金依頼書

2026 取扱店登録証

唐津市民応援商品券 からふる券

登録番号 A-0001

事業所所在地 唐津市和多田用尺 12-62

事業者名 アスタスク

店舗名 アスタスク

代表者名 渡邊 耕

電話番号 000-0000-0000

唐津市民応援商品券「からふる券」発行事業事務局

「唐津市民応援商品券 からふる券」換金依頼書

登録番号

事業所所在地

事業者名

代表者名

電話番号

枚数	枚数	金額
1,000円		
1,000円		
合計		

換金方法 現金入金 銀行振込 振込手数料

5 商品券見本

6 取扱店表示POP(A3)
(両面ポスターです)

7 ポスター(B2)

8 ステッカー

9 幟旗(ポール)



※B2ポスター・幟旗(ポール)は希望された方へお送りいたします。

上記ツールの追加のご相談は下記事務局までご連絡ください。

事務局 TEL : 0120-589-185 (08 : 30 ~ 17 : 30)

※ツールの数には限りがあります。予めご了承ください。

※お申込みされたツールは、登録申請の際に希望された場所
(事業者住所または店舗)にお送りいたします。

6 「からふる券」取扱店表示について

取扱店様は、事務局より発行する「取扱店」の表示物を、必ず店頭、店内に掲出いただくようお願いいたします。ポスター・ステッカー・幟旗は、「共通券・専用券が使えるお店」用、「共通券のみが使えるお店」用の2種類がございます。取扱店様の利用できる券種にあわせて、事務局よりお送りいたします。

(1) 取扱店表示POP(A3)・ポスター(B2)・ステッカー

「共通券・専用券が使えるお店」用

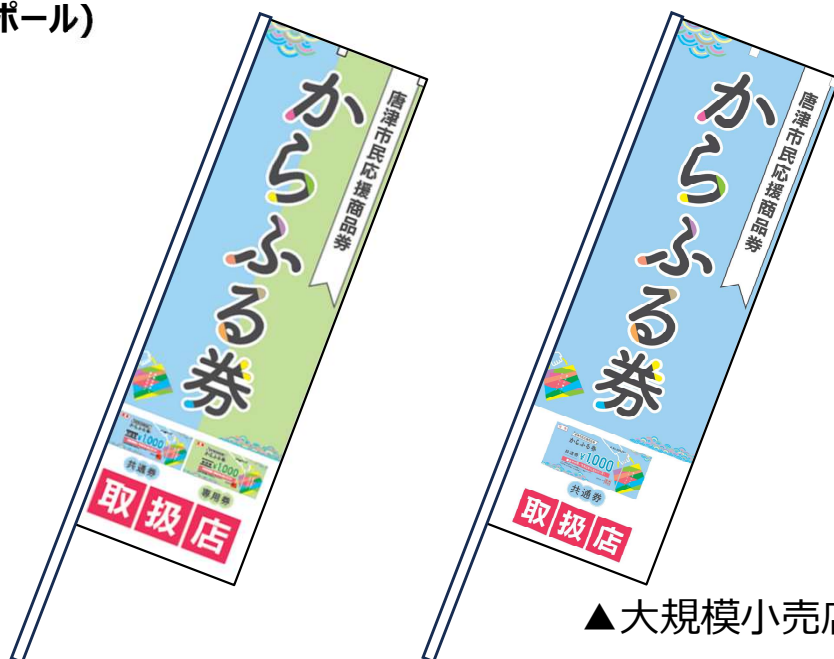


「共通券のみが使えるお店」用



▲大規模小売店舗用

(2) 幟旗(ポール)



▲大規模小売店舗用

各デザインにつきましてはホームページにて配布しておりますのでダウンロードの上、販促・告知に積極的にご活用ください。

お問い合わせ先について

【問い合わせ先】

唐津市民応援商品券発行事業事務局

〒847-0013唐津市南城内1-1大手口センタービル5F

開局時間 08:30~17:30

※土日・祝日は電話のみ受付

TEL 0120-589-185 FAX 0120-589-188

特設ホームページ

<https://karafull-ken.com>



取扱店様専用からふる券公式LINE

取扱店登録後お送りします
取扱店様向けマニュアルを
ご確認ください。

※取扱店様専用となりますので
お客様へのご案内はお控えください。

